

令和 6 年度

事 業 計 画 書

公益財団法人新潟県都市緑花センター



I 事業概要

II 事業計画内容



## I 事業概要

### 事業の目的（定款第3条）

都市緑化・公園緑地に関する県民の多様なニーズに対応した事業の実施を通して、県民生活に安らぎとゆとりをもたらし、もって県民の福祉の向上を寄与することを目的とする。

## II 事業計画内容

### 1 公益目的事業

#### （1）都市空間における緑花増進事業（普及啓発、調査研究）

緑や花に関する普及啓発活動、調査研究事業を行うことで都市空間に潤いをもたらす緑の重要性を県民に認識してもらい、緑豊かなまちづくりを進めていくことを目的とする。

##### ① 都市緑花の普及啓発事業

###### （ア）県民の緑化活動支援事業

###### （a）花と緑のパートナーづくり事業

地域住民が行う緑化事業を支援することによって都市緑化の意識啓発及び公共施設等の緑化を促進する。

###### （b）花と緑のアドバイザー派遣事業

県内各地で開催される花と緑に関する各種講習会、自然観察会など様々な緑化活動の場へ、当財団に登録しているアドバイザーを派遣する。

###### （イ）緑化の普及に関するコンテスト実施事業

公園利用の促進や緑化の普及啓発を目指し、都市公園や緑や花を題材としたコンテストなどを検討する。

###### （ウ）広報事業

広報印刷物、ホームページ等を活用し緑や花、公園に関する情報やイベント情報を提供する。

###### （エ）緑化イベントの開催業務

県民の都市緑化に対する意識の高揚、緑化に関する知識の普及等を図るため、関係団体と協力して都市緑花フェアをはじめとするイベントを行う。

##### ② 調査研究事業

###### （ア）都市空間における緑の量と質に関する調査研究

グリーンインフラを取り入れた安全安心な都市づくりに向け、雨庭づくり等モデル事業を含む研究に取り組む。

##### ③ 芝生普及研究所

###### （ア）芝生地に関する調査研究

新潟の気候風土に合った効率的・効果的な維持管理方法を確立させることを目的として、芝生地における様々な管理手法を調査研究する。

#### (イ) 校庭芝生化の普及事業

これまで培ったノウハウを活かし、園庭・校庭の芝生化に取り組む学校等に対し、技術指導などを行う。

### (2) 公園緑地の利活用促進と植物に関する知識の普及と理解の増進事業

当センターは、より多くの人が満足できる適切な公園管理を企画・実施するとともにアンケート調査等を通して、利用者ニーズを把握し、より一層県民に親しまれる公園となるよう、行政と利用者をつなぐ役割を担う。

#### ① 鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）、大潟水と森公園の利活用の促進事業

鳥屋野潟公園においては、『“スポーツ”と“自然”的カラで夢と感動を！』をテーマに、「スポーツや文化の感動に会える」・「にぎわいあふれる元気で楽しい」・「自然・歴史・文化を学べる」スポーツ公園という管理運営方針により、多くの方より来園いただき、また、親子が楽しめるような環境を整え子育て世帯に優しい公園を目指す。

大潟水と森公園においては、貴重な自然に出会う場として長期的な視点を持って園内の環境整備を進めるとともに、公園が持つ資源を活用した質の高い教育普及活動を取り入れることで、いつ来ても楽しく自然に親しみ、学ぶことができる公園づくりを進める。

#### (ア) 各種イベント等の開催

県民に愛される公園を目指し、子育て世帯を含む多くの方に公園に来て楽しんでもらうことを目的とし、季節ごとにイベント等を開催し、地域の活性化や公園の魅力の発信を行う。

#### (イ) スポーツを通した公園の利活用促進業務

競技者の技能向上の機会を提供するとともに、スポーツ競技の普及を図ることにより県民の余暇活用の支援と健康増進に寄与することを目的とし、各種講習会、スポーツ教室を開催する。

#### (ウ) 公園を活用した教室、観察会の開催

鳥屋野潟公園では「鳥屋野潟」、大潟水と森公園では潟周辺の豊かな自然、植物に触れ、学ぶ機会をつくるため、また、公園が交流の場となるように各種教室を開催する。

#### (エ) 地域との連携

公園が利用者同士を含めた地域コミュニティの場となるよう、公園での催しやボランティア活動への参加を促し、地域との連携を強化を図る。

#### (オ) 高品質なスポーツターフの提供

公園内のさまざまなスポーツターフは、利用頻度が高く、芝生も傷みやすいが、適正な芝生の選定、管理手法を研究し、適正な管理によって、誰もが高品質な芝生の上でスポーツを楽しめるピッチを提供する。

#### (カ) 大規模施設の有効活用事業

公園内の大規模施設におけるスポーツイベントや文化イベント等での利用は、よ

り多くの方に公園に来て「楽しさ」や「感動」を体験してもらうことができる。これらのイベント利用は、公園の魅力発信や新たな公園・施設の活用方法を利用者に提供することにつながる。

## ② 植物園における植物に関する知識の普及と理解の増進事業

花と緑に囲まれた景観を楽しんでいただける魅力ある植物園を目指し、県民の憩いの場として提供する。また、実際に植物に触れ、植物及び園芸を学べる場を提供するとともに、新潟県の花卉園芸史や植物に関する調査研究活動や新潟県の貴重な植物の絶滅を防ぐための保全活動を行うことで、自然環境の保全に貢献する。

### (ア) 植物園の魅力を増進させる事業

#### (a) 植物コレクションの充実

新潟県の園芸に縁の深いシャクナゲやツツジ類を中心に、貴重な野生植物や園芸植物を年間約 100 種収集する。

#### (b) 植栽の充実

新潟の自生植物や、園芸産業を代表するシャクナゲ、ツツジ、ボタン、ツバキ等を園内に植栽することで、植栽展示の充実を図る。熱帯ドーム温室では、園内に植栽される植物に近縁の熱帯植物の植栽を行う。また、装飾効果の高い草花を植栽することで、観賞を楽しんでもらうだけでなく、これらを保全、研究材料として利用し、新潟県の財産として保存を行う。

### (イ) 植物に関する普及啓発事業

#### (a) 温室内展示の充実

植物のもつ華やかさだけでなく、研究の成果や花卉生産者団体との連携を活かし、新潟の自然や園芸文化、植物分類や利用、季節の行事などを広く知ってもらうことを目的として、企画展を開催する。

#### (b) 花と緑の教室開催業務

植物の栽培や寄せ植えなどの教室を行い、園芸や植物の知識の普及を行う。

子ども向けエリアの運営による植物観察や教室、近隣の生産者と連携した生産現場の見学など、さまざまな分野の教室を年間 45 回以上開催する。

#### (c) 園芸相談受付業務

植物の育て方についての相談を受ける窓口として「花と緑の相談コーナー」を開設し、年末年始を除く毎日、電話や来訪、E メールなどで受け付ける。

#### (d) 学校教育等の支援

子ども向けエリアの運営を通して、次世代を担う子どもや学校を対象とした教育プログラムや教室を開催し、植物の観察や植物に触れることで、植物や自然に対する関心を高めてもらうとともに、環境に対する意識や保全への理解を深めてもらえるように努める。それらの活動を県および教育委員会、各種学校などへ積極的に働きかけ、学校教育、社会教育での利用をこれまで以上に促進するよう努める。

### (ウ) 貴重な植物の保全事業

#### (a) 県内外絶滅危惧植物の収集及び域外保全の実施

現在環境省のレッドデータブックに掲載されている植物を10種以上収集する。日本植物園協会の植物多様性保全拠点園として「生息域外保全」を行っており、引き続き全国の植物園や市民団体、研究機関などと協力し、自然環境の保全に努める。

(b) 地域保全団体への協力、指導（魚沼市オキナグサ、新潟県ユキワリソウ）

保全が必要とされる植物の移植や保全方法に関する研究を行うとともに地元愛護団体や行政へ技術協力や指導を行っており、今後も継続して新潟の自然環境の保全に協力・指導を行う。

(c) 新潟県作出の園芸植物の栽培保全

新潟の園芸文化を守る保全施設としての役割を果たすため、花卉栽培の長い歴史を誇る新潟県で作出されたボタンやアザレアなどの絶滅危惧園芸植物を収集する。

(エ) 植物に関する調査研究事業

(a) 新潟県の園芸史調査（チューリップ、アザレア、ボタン、ボケ）

日本一の花木産地である新潟県の江戸時代から続く花卉園芸の歴史を解明する。これまで収集した2,000点以上の資料を用い、アザレアやシャクナゲなど全国一の主要園芸生産品目であるツツジ属を中心に、県内園芸団体、生産団体の協力を得て調査を継続する。

(b) 热帯植物生態の調査研究（オウギバショウ等）

日本に導入され、栽培されている熱帯植物の中には、生態がよく解明されておらず、栽培においても技術が確立していないものがある。調査を基に、より多くの植物で、より多く開花結実できるように栽培管理し、来園者が本物を直に観賞できる環境づくりを構築する。

(オ) 産業振興、地域振興への貢献

ヨーヒーノキを通じた緑化推進のほか、新潟県や新潟市、その他近隣施設、花卉に関する各種協会、団体が主催するイベントと連携や、また展示等で活用することで、新潟の花卉園芸の振興へ貢献する。

(カ) 植物に関する情報の提供

上記の活動を、温室内の展示、講演、新聞及びホームページなどを使い広く公開し、県民に植物についての情報を提供し、理解を深めることとする。

## 2 収益事業

(1) 公園施設等付帯収益事業

公園及び付帯する施設の利用者への利便を図ることを目的として次の事業を行う。

- ①レストラン運営
- ②売店運営
- ③自動販売機運営
- ④公衆電話設置事業運営

(2) 野球場施設付帯収益事業

野球興業の補助を行うことで、興行主との良好な関係を築いて、継続的な興業を促進することを目的として次の事業を行う。

- ①プロ野球興業運営補助事業
- チケット販売の代理店業務

### (3) 書籍の販売、発行

より植物に親しんでもらうために書籍の発行を行う。

- ①植物に関する書籍の発行・販売

### (4) スタジアム・野球場施設貸出事業

- ①スタジアム・野球場会議室貸出事業

各施設の有効活用を図るため、施設内会議室の貸出を行う。

- ②スタジアム・野球場スペース貸出事業

各施設の有効活用を図るため、展示会、即売会などに施設内スペースの貸出を行う。